

※ 別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 1 9 2 号
令和 8 年 3 月 1 7 日

フロンティアジャパン株式会社
代表取締役 佐藤 光展 殿

消費者庁長官 堀井 奈津子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する太陽光発電システム機器（以下「本件商品」という。）及びその導入に係る施工（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号又は第 2 号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

フロンティアジャパン株式会社（以下「フロンティアジャパン」という。）は、課徴金として金 1 1 1 9 万円を令和 8 年 1 0 月 1 9 日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば

- (1) フロンティアジャパンは、自己の供給する本件商品及び本件役務の取引に関し、本件商品及び本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第 5 条第 1 号に該当するものである。
- (2) フロンティアジャパンは、自己の供給する本件商品及び本件役務の取引に関し、本件商品及び本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第 5 条第 2 号に該当するものである。
- (3) 前記(1)の行為及び前記(2)の行為は、景品表示法第 5 条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品及び役務は、本件商品及び本件役務である。

イ(ア) フロンティアジャパンが前記1の課徴金対象行為をした期間は、令和4年6月11日から令和5年5月29日までの間である。

(イ) 本件商品及び本件役務について、フロンティアジャパンが前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する日までの間に最後に取引をした日は、令和5年11月29日である。

(ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和4年6月11日から令和5年11月29日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品及び本件役務に係るフロンティアジャパンの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、3億7329万699円である。

エ フロンティアジャパンは、別紙中の4(1)記載の表示の根拠とされる調査結果が、客観的な調査に基づくものであるか、また、当該調査結果と表示内容が適切に対応しているかについて十分な検証を行うことなく、前記1(1)及び前記1(2)の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号及び第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、フロンティアジャパンが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品及び本件役務の売上額に、それぞれ100分の3を乗じて得た額から、景品表示法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した1119万円である。

よって、フロンティアジャパンに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日

の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 フロンティアジャパン株式会社（以下「フロンティアジャパン」という。）は、札幌市中央区北一条西十三丁目4 FWD札幌ビル7階に本店を置き、太陽光発電機器の販売及び設置工事等を営む事業者である。
- 2 フロンティアジャパンは、太陽光発電システム機器（以下「本件商品」という。）を自ら一般消費者に販売し、本件商品の導入に係る施工（以下「本件役務」という。）を自ら一般消費者に提供している。
- 3 フロンティアジャパンは、本件商品及び本件役務に係る「FRONTIER JAPAN」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）及び新聞折り込み又はポスティングの方法により配布したチラシの表示内容を自ら決定している。
- 4(1)ア フロンティアジャパンは、本件商品を一般消費者に販売し、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和5年4月18日、同月26日、同年5月1日、同月8日、同月15日及び同月22日に、自社ウェブサイトのトップページにおいて、「北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 太陽光発電業者 アフターサポート満足度」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 安心・信頼できる 太陽光発電業者」と表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、北海道内において、フロンティアジャパンが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下「同種商品」という。）並びにフロンティアジャパンが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「北海道エリア 太陽光発電業者 アフターサポート満足度」及び「北海道エリア 安心・信頼できる 太陽光発電業者」の2項目（以下「本件2項目」という。）につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、フロンティアジャパンが販売する本件商品及びフロンティアジャパンが提供する本件役務に係る本件2項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。
- イ フロンティアジャパンは、本件商品を一般消費者に販売し、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和5年4月18日、同月26日、同年5月1日、同月8日、同月15日及び同月22日に、自社ウェブサイトのトップページにおいて、「北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、北

海道において、フロンティアジャパンが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びにフロンティアジャパンが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務に関する「北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」の項目につき、実際に見積りを徴したことがある者を対象に調査した結果において、フロンティアジャパンが販売する本件商品及びフロンティアジャパンが提供する本件役務に係る「北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」の項目の順位が第1位であるかのように示す表示をしていた。

(2)ア 実際には、フロンティアジャパンが委託した事業者による調査は、本件2項目について、回答者に対し、北海道内において、フロンティアジャパンが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びにフロンティアジャパンが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、フロンティアジャパン及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。以下同じ。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイト（以下「各販売サイト」という。）の印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記(1)アの表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

イ 実際には、フロンティアジャパンが委託した事業者による調査は、「北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」の項目について、回答者に対し、北海道内において、フロンティアジャパンが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びにフロンティアジャパンが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に見積りを徴したことがある者かを確認することなく、フロンティアジャパン及び特定9事業者のみを任意に選択して対比し、各販売サイトの印象を問うものであり、客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記(1)イの表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

別表 1

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
令和5年4月18日、同月26日、同年5月1日、同月8日、同月15日及び同月22日	自社ウェブサイトのトップページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 太陽光発電業者 アフターサポート満足度」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 安心・信頼できる 太陽光発電業者」 <p style="text-align: right;">(別添写し1)</p>
	自社ウェブサイトの「お知らせ」と称するページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「2022-02-28 お知らせ 『日本トレンドリサーチ』の調査において3項目で第1位を獲得しました。」 ・「北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成！」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 太陽光発電業者 アフターサポート満足度」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 安心・信頼できる 太陽光発電業者」 ・「日本トレンドリサーチ(運営会社:株式会社NEXER)がおこなった北海道エリアの太陽光発電業者についての調査において、フロンティアジャパン株式会社(所在地:北海道札幌市、代表取締役:佐藤光展)が運営、販売する『太陽光発電・蓄電池』が、下記3項目で第1位を獲得しました。今後ともより一層の顧客満足度の向上を目指してまいります。」 <p style="text-align: right;">(別添写し2)</p>
	自社ウェブサイトの「太陽光パネルもれなく無料進呈キャンペーン」と称するページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「太陽光発電で販売価格が高ければメリットはありません。フロンティアジャパンが安さと安心を実現できる7つの理由」 ・「1 北海道エリア太陽光発電業者満足度3冠達成！」 ・「北海道エリア太陽光発電業者アフターサポート満足度、安心・信頼できる太陽光発電業者、見積もり満足度でNo. 1を獲得し、満足度3冠を達成しているので安心してお任せいただけます。」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 太陽光発電業者 アフターサポート満足度」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 安心・信頼できる 太陽光発電業者」 <p style="text-align: right;">(別添写し3)</p>

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
令和4年6月11日、 同月14日、同月21 日及び同月28日	新聞折り込み又はポ スティングの方法に より配布したチラシ	<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道エリア太陽光発電業者 満足度3 冠達成！」 ・「●アフターサポート満足度」 ・「●安心信頼できる太陽光発電業者」 ・「No.1 日本トレンドリサーチ 北海 道エリア 太陽光発電業者 アフターサ ポート満足度」 ・「No.1 日本トレンドリサーチ 北海 道エリア 安心・信頼できる 太陽光発 電業者」 <p style="text-align: right;">(別添写し4)</p>
令和4年7月5日、同 月12日、同月19日 及び同月26日		同上 <p style="text-align: right;">(別添写し5)</p>
令和4年8月2日、同 月9日、同月16日、 同月23日及び同月 30日		同上 <p style="text-align: right;">(別添写し6)</p>
令和4年9月6日、同 月13日、同月20日 及び同月27日		同上 <p style="text-align: right;">(別添写し7)</p>
令和4年10月4日、 同月7日、同月10日 及び同月18日		同上 <p style="text-align: right;">(別添写し8)</p>
令和4年11月3日、 同月8日、同月15 日、同月22日、同月 29日、同年12月5 日、同月8日から同月 9日までの間、同月1 3日、同月15日、同 月19日、同月22日 及び同月26日		同上 <p style="text-align: right;">(別添写し9)</p>
令和5年1月4日、同 月10日、同月13 日、同月16日、同月 20日、同月23日、 同月27日及び同月 30日		同上 <p style="text-align: right;">(別添写し10)</p>
令和5年2月3日、同 月6日、同月11日、 同月13日から同月 14日までの間、同月 17日、同月20日、 同月23日、同月27 日、同年3月7日、同 月14日、同月17 日、同月21日、同月 24日及び同月28		同上 <p style="text-align: right;">(別添写し11)</p>

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
日		
令和5年4月3日、同月7日、同月11日、同月14日、同月18日、同月21日、同月25日及び同月28日		同上 (別添写し12)
令和5年5月1日、同月6日、同月8日、同月11日、同月16日、同月18日、同月22日、同月25日及び同月29日		同上 (別添写し13)

別表2

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
令和5年4月18日、同月26日、同年5月1日、同月8日、同月15日及び同月22日	自社ウェブサイトのトップページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成」 ・「No.1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」 <p>(別添写し1)</p>
	自社ウェブサイトの「お知らせ」と称するページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「2022-02-28 お知らせ 『日本トレンドリサーチ』の調査において3項目で第1位を獲得しました。」 ・「北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成！」 ・「No.1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」 ・「日本トレンドリサーチ(運営会社:株式会社NEXER)がおこなった北海道エリアの太陽光発電業者についての調査において、フロンティアジャパン株式会社(所在地:北海道札幌市、代表取締役:佐藤光展)が運営、販売する『太陽光発電・蓄電池』が、下記3項目で第1位を獲得しました。今後ともより一層の顧客満足度の向上を目指してまいります。」 <p>(別添写し2)</p>
	自社ウェブサイトの「太陽光パネルもれなく無料進呈キャンペーン」と称するページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「太陽光発電で販売価格が高ければメリットはありません。フロンティアジャパンが安さと安心を実現できる7つの理由」 ・「1 北海道エリア太陽光発電業者満足度3冠達成！」 ・「北海道エリア太陽光発電業者アフターサポート満足度、安心・信頼できる太陽光発電業者、見積もり満足度でNo.1を獲得し、満足度3冠を達成しているので安心してお任せいただけます。」 ・「No.1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」 <p>(別添写し3)</p>
令和4年6月11日、同月14日、同月21日及び同月28日	新聞折り込み又はポスティングの方法により配布したチラシ	<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道エリア太陽光発電業者 満足度3冠達成！」 ・「●見積価格満足度」 ・「No.1 日本トレンドリサーチ 北海道エリア 太陽光発電業者 見積価格満足度」 <p>(別添写し4)</p>
		同上
令和4年7月5日、同月12日、同月19日及び同月26日		

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
令和4年8月2日、同月9日、同月16日、同月23日及び同月30日		同上 (別添写し6)
令和4年9月6日、同月13日、同月20日及び同月27日		同上 (別添写し7)
令和4年10月4日、同月7日、同月10日及び同月18日		同上 (別添写し8)
令和4年11月3日、同月8日、同月15日、同月22日、同月29日、同年12月5日、同月8日から同月9日までの間、同月13日、同月15日、同月19日、同月22日及び同月26日		同上 (別添写し9)
令和5年1月4日、同月10日、同月13日、同月16日、同月20日、同月23日、同月27日及び同月30日		同上 (別添写し10)
令和5年2月3日、同月6日、同月11日、同月13日から同月14日までの間、同月17日、同月20日、同月23日、同月27日、同年3月7日、同月14日、同月17日、同月21日、同月24日及び同月28日		同上 (別添写し11)
令和5年4月3日、同月7日、同月11日、同月14日、同月18日、同月21日、同月25日及び同月28日		同上 (別添写し12)
令和5年5月1日、同月6日、同月8日、同月11日、同月16日、同月18日、同月22日、同月25日及び同月29日		同上 (別添写し13)

※ 別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 193 号
令和 8 年 3 月 17 日

株式会社エスイーライフ
代表取締役 近藤 貴士 殿

消費者庁長官 堀井 奈津子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する家庭用蓄電池（以下「本件商品」という。）及びその導入に係る施工（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社エスイーライフ（以下「エスイーライフ」という。）は、課徴金として金 2069 万円を令和 8 年 10 月 19 日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、エスイーライフは、自己の供給する本件商品及び本件役務の取引に関し、本件商品及び本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第 5 条第 1 号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第 8 条第 1 項に規定する課徴金対象行為に係る商品及び役務は、本件商品及び本件役務である。

イ(ア) エスイーライフが前記 1 の課徴金対象行為をした期間は、令和 5 年 3 月 10 日から同年 5 月 8 日までの間である。

(イ) 本件商品及び本件役務について、エスイーライフが前記 1 の課徴金対象行為を

やめた後そのやめた日から6月を経過する日までの間に最後に取引をした日は、令和5年11月8日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和5年3月10日から同年11月8日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品及び本件役務に係るエスイーライフの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、6億8972万7958円である。

エ エスイーライフは、別紙中の4(1)ア記載の表示の根拠とされる調査結果について、客観的な調査に基づくものであること及び当該調査結果と表示内容が適切に対応していることを十分に検証することなく、また、別紙中の4(1)イ記載の表示について、過去に販売した本件商品及び過去に提供した本件役務に係る契約件数の実績が1万2000件に達しないことを認識しながら、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、エスイーライフが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品及び本件役務の売上額に、それぞれ100分の3を乗じて得た額から、景品表示法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した2069万円である。

よって、エスイーライフに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して

6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁判があった場合には、この処分取消しの訴えは、その裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁判の日から起算して1年を経過すると、この処分取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社エスイーライフ（以下「エスイーライフ」という。）は、名古屋市中川区高畑一丁目238番地ESPAC E・UN4Bに本店を置き、蓄電池を含む再生可能エネルギーシステムの販売、施工等を営む事業者である。
- 2 エスイーライフは、家庭用蓄電池（以下「本件商品」という。）を自ら一般消費者に販売し、本件商品の導入に係る施工（以下「本件役務」という。）を自ら一般消費者に提供している。
- 3 エスイーライフは、本件商品及び本件役務に係る「エコでんち」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）の表示内容を自ら決定している。
- 4(1) エスイーライフは、本件商品を一般消費者に販売し、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、
 - ア 例えば、令和5年3月10日、同月16日、同月23日、同年4月10日、同月17日、同月24日及び同年5月8日に、自社ウェブサイトにおいて、「エコでんちはおかげ様で家庭用蓄電池販売店 3冠 達成!」、「家庭用蓄電池購入後の保証・アフターサポート満足度 第1位」、「ネットで安心して蓄電池の購入ができるショップ 第1位」及び「家庭用蓄電池購入口コミ評判 第1位」と表示するなど、別表1「表示日」欄記載の日に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、エスイーライフが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下「同種商品」という。）並びにエスイーライフが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「保証・アフターサポート満足度」、「ネットで安心して蓄電池の購入ができるショップ」及び「口コミ評判」の3項目（以下「本件3項目」という。）につき、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、エスイーライフが販売する本件商品及びエスイーライフが提供する本件役務に係る本件3項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。
 - イ 令和5年3月10日、同月16日、同月23日、同年4月10日、同月17日、同月24日及び同年5月8日に、例えば、自社ウェブサイトの「エコでんちの強み」と称するウェブページにおいて、「施工実績 12,000件突破」等と表示するなど、別表2「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、エスイーライフが過去に販売した本件商品及びエスイーライフが過去に提供した本件役務に係る契約件数（太陽光発電に係る契約件数を含む。以下同じ。）が1万2000件以上であるかのように示す表示をしていた。

(2)ア 実際には、エスイーライフが委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、エスイーライフが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びにエスイーライフが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、エスイーライフ及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記4(1)アの表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

イ 実際には、エスイーライフが過去に販売した本件商品及びエスイーライフが過去に提供した本件役務に係る契約件数は1800件程度であって、1万2000件を大きく下回るものであった。

別表 1

表示日	表示媒体・表示箇所	表示内容
令和5年3月10日、 同月16日、同月23 日、同年4月10日、 同月17日、同月24 日及び同年5月8日	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコでんちはおかげ様で家庭用蓄電池販売店 3冠 達成！」 ・「家庭用蓄電池購入後の保証・アフターサポート満足度 第1位」 ・「ネットで安心して蓄電池の購入ができるショップ 第1位」 ・「家庭用蓄電池購入口コミ評判 第1位」 <p>(別添写し1)</p>
	自社ウェブサイトの「エコでんちの強み」と称するウェブページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「おかげ様で家庭用蓄電池販売店」 ・「家庭用蓄電池購入後の保証・アフターサポート満足度 第1位」 ・「ネットで安心して蓄電池の購入ができるショップ 第1位」 ・「家庭用蓄電池購入口コミ評判 第1位」 ・「3冠達成！」 <p>(別添写し2)</p>
	自社ウェブサイトの「家庭用蓄電池・V2Hのメーカー別一覧」と称するウェブページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭用蓄電池購入後の保証・アフターサポート満足度 第1位」 ・「家庭用蓄電池購入口コミ評判 第1位」 ・「ネットで安心して蓄電池の購入ができるショップ 第1位」 <p>(別添写し3)</p>
	自社ウェブサイトの「家庭用蓄電池導入のメリット」と称するウェブページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「おかげ様で家庭用蓄電池販売店」 ・「家庭用蓄電池購入後の保証・アフターサポート満足度 第1位」 ・「ネットで安心して蓄電池の購入ができるショップ 第1位」 ・「家庭用蓄電池購入口コミ評判 第1位」 ・「3冠達成！」 <p>(別添写し4)</p>

表示日	表示媒体・表示箇所	表示内容
	<p>自社ウェブサイトにおいて「～未来をつくり夢をためる～ エコでんち」と題する映像をクリックすると再生される動画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「リサーチ専門会社の日本トレンドリサーチの調査結果で業界ナンバーワンの評価を3つ獲得しています。ネット販売でも安心して蓄電池を購入することができます。」との音声と共に、「日本トレンドリサーチ調査結果」、「家庭用蓄電池購入後の保証・アフターサポート満足度 第1位」、「ネットで安心して蓄電池の購入ができるショップ 第1位」及び「家庭用蓄電池購入口コミ評判 第1位」との文字の映像 <p style="text-align: right;">(別添写し5)</p>
<p>令和5年3月16日、同月23日、同年4月10日、同月17日、同月24日及び同年5月8日</p>	<p>自社ウェブサイトの「太陽光発電・ソーラーカーポートの製品一覧」と称するウェブページ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭用蓄電池購入後の保証・アフターサポート満足度 第1位」 ・「家庭用蓄電池購入口コミ評判 第1位」 ・「ネットで安心して蓄電池の購入ができるショップ 第1位」 <p style="text-align: right;">(別添写し6)</p>

別表2

表示媒体・表示箇所	表示内容
自社ウェブサイトの「エコでんちの強み」と称するウェブページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「メガソーラー等の産業用太陽光発電システムの販売を多く手がけてきた実績とお客様第一主義を掲げたサービスにより、たくさんのお客様に選ばれています。」 ・「おかげ様で家庭用蓄電池販売店」 ・「施工実績 12,000件突破」 ・「施工実績12,000件突破！安心と品質の高い工事」 (別添写し2)
自社ウェブサイトの「家庭用蓄電池導入のメリット」と称するウェブページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「メガソーラー等の産業用太陽光発電システムの販売を多く手がけてきた実績とお客様第一主義を掲げたサービスにより、たくさんのお客様に選ばれています。」 ・「おかげ様で家庭用蓄電池販売店」 ・「施工実績 12,000件突破」 ・「施工実績12,000件突破！安心と品質の高い工事」 (別添写し4)
自社ウェブサイトにおいて「～未来をつくり夢をためる～ エコでんち」と題する映像をクリックすると再生される動画	<ul style="list-style-type: none"> ・「～未来をつくり夢をためる～ エコでんち」との文字の映像 ・「エコでんちの実績」との文字の映像 ・「現在施工実績は12,000件以上」との音声と共に、「施工実績 12,000件以上（太陽光・メガソーラー含む）」との文字の映像 (別添写し5)

※ 別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 194 号
令和 8 年 3 月 17 日

株式会社 SC エージェント
代表取締役 下浦 龍之 殿

消費者庁長官 堀井 奈津子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する蓄電池（以下「本件商品」という。）及びその導入に係る施工（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社 SC エージェント（以下「SC エージェント」という。）は、課徴金として金 469 万円を令和 8 年 10 月 19 日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、SC エージェントは、自己の供給する本件商品及び本件役務の取引に関し、本件商品及び本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第 5 条第 1 号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1) ア 景品表示法第 8 条第 1 項に規定する課徴金対象行為に係る商品及び役務は、本件商品及び本件役務である。

イ (ア) SC エージェントが前記 1 の課徴金対象行為をした期間は、令和 5 年 3 月 10 日から同月 23 日までの間である。

(イ) 本件商品及び本件役務について、SC エージェントが前記 1 の課徴金対象行為

をやめた後そのやめた日から6月を経過する日までの間に最後に取引をした日は、令和5年9月23日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、本件商品及び本件役務について、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和5年3月10日から同年9月23日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品及び本件役務に係るSCエージェントの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、1億5651万7727円である。

エ SCエージェントは、別紙中の4(1)ア記載の表示の根拠とされる調査結果について、客観的な調査に基づくものであること及び当該調査結果と表示内容が適切に対応していることを十分に検証することなく、また、別紙中4(1)イ記載の表示について、過去に販売した本件商品及び過去に提供した本件役務に係る契約件数の実績が1万件に達しないことを認識しながら、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、SCエージェントが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品及び本件役務の売上額に、それぞれ100分の3を乗じて得た額から、景品表示法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した469万円である。

よって、SCエージェントに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び

第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社SCエージェント（以下「SCエージェント」という。）は、大阪市中央区南久宝寺町四丁目1番2号御堂筋ダイビル4階に本店を置き、太陽光発電設備の販売、施工等を営む事業者である。
- 2 SCエージェントは、蓄電池（以下「本件商品」という。）を自ら一般消費者に販売し、本件商品の導入に係る施工（以下「本件役務」という。）を自ら一般消費者に提供している。
- 3 SCエージェントは、本件商品及び本件役務に係る「エコ最安値. com」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）の表示内容を自ら決定している。
- 4(1) SCエージェントは、本件商品を一般消費者に販売し、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年3月10日、同月16日及び同月23日に、自社ウェブサイト（別添写し）において、
 - ア 「口コミ人気 No. 1 蓄電池販売会社」、「アフターフォロー満足度 No. 1 蓄電池販売会社」、「コストパフォーマンス満足度 No. 1 蓄電池販売会社」及び「工事品質満足度 No. 1 蓄電池販売会社」と表示することにより、あたかも、SCエージェントが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下「同種商品」という。）並びにSCエージェントが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「口コミ人気」、「アフターフォロー満足度」、「コストパフォーマンス満足度」及び「工事品質満足度」の4項目（以下「本件4項目」という。）につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、SCエージェントが販売する本件商品及びSCエージェントが提供する本件役務に係る本件4項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。
 - イ 「圧倒的受注数がお客様からの支持の証 『施工実績10,000件の信頼』」及び「施工実績10,000件！！ たくさんの蓄電池を販売・工事をしております」と表示することにより、あたかも、SCエージェントが過去に販売した本件商品及びSCエージェントが過去に提供した本件役務に係る契約件数が1万件であるかのように示す表示をしていた。
- (2)ア 実際には、SCエージェントが委託した事業者による調査は、本件4項目について、回答者に対し、SCエージェントが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びにSCエージェントが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、SCエージェント及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、

各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記(1)アの表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

イ 実際には、S Cエージェントが過去に販売した本件商品及びS Cエージェントが過去に提供した本件役務に係る契約件数は、1万件を大きく下回るものであった。

※ 別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第195号
令和8年3月17日

株式会社安心頼ホーム
代表取締役 松本 政洋 殿

消費者庁長官 堀井 奈津子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する蓄電池を含む太陽光発電システム機器、「エコキュート」と称する給湯器及び電気温水器（以下これらを併せて「本件商品」という。）並びにそれらの導入に係る施工（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社安心頼ホーム（以下「安心頼ホーム」という。）は、課徴金として金826万円を令和8年10月19日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、安心頼ホームは、自己の供給する本件商品及び本件役務の取引に関し、本件商品及び本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品及び役務は、本件商品及び本件役務である。

イ(ア) 安心頼ホームが前記1の課徴金対象行為をした期間は、令和5年4月7日から同年5月29日までの間である。

(イ) 本件商品及び本件役務について、安心頼ホームが前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する日までの間に最後に取引をした日は、令和5年11月27日である。

(ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和5年4月7日から同年11月27日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品及び本件役務に係る安心頼ホームの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、2億7541万3940円である。

エ 安心頼ホームは、別紙中の4(1)記載の表示の根拠とされる調査結果が、客観的な調査に基づくものであるか、また、当該調査結果と表示内容が適切に対応しているかについて十分な検証を行うことなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、安心頼ホームが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品及び本件役務の売上額に、それぞれ100分の3を乗じて得た額から、景品表示法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した826万円である。

よって、安心頼ホームに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起するこ

とができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社安心頼ホーム（以下「安心頼ホーム」という。）は、福岡市東区多の津一丁目14番1号FRCビル7階に本店を置き、太陽光発電システムを含む住宅設備機器の販売、設置工事等を営む事業者である。
- 2 安心頼ホームは、蓄電池を含む太陽光発電システム機器、「エコキュート」と称する給湯器及び電気温水器（以下これらを併せて「本件商品」という。）を自ら一般消費者に販売し、本件商品の導入に係る施工（以下「本件役務」という。）を自ら一般消費者に提供している。
- 3 安心頼ホームは、本件商品及び本件役務に係る「安心頼ホーム」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）の表示内容を自ら決定している。
- 4(1) 安心頼ホームは、本件商品を一般消費者に販売し、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和5年4月7日、同月10日、同月12日、同月17日、同月24日、同年5月2日、同月8日、同月22日及び同月29日に、例えば、自社ウェブサイトのトップページにおいて、「蓄電池 | 太陽光発電 | エコキュート | 電気温水器 九州エリア 口コミ満足度No. 1」、「信頼の3冠獲得 第1位」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 九州エリアの蓄電池 販売施工会社 口コミ満足度」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 九州エリアの太陽光発電 販売施工会社 口コミ満足度」及び「No. 1 日本トレンドリサーチ 九州エリアのエコキュート・電気温水器 販売施工会社 口コミ満足度」等と表示するなど、別表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、九州地区内において、安心頼ホームが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下「同種商品」という。）並びに安心頼ホームが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「九州エリアの蓄電池 販売施工会社 口コミ満足度」、「九州エリアの太陽光発電 販売施工会社 口コミ満足度」及び「九州エリアのエコキュート・電気温水器 販売施工会社 口コミ満足度」の3項目（以下「本件3項目」という。）につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、安心頼ホームが販売する本件商品及び安心頼ホームが提供する本件役務に係る本件3項目の順位がそれぞれ第1位であるかのよう
に示す表示をしていた。
- (2) 実際には、安心頼ホームが委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、安心頼ホームが販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに安心頼ホームが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、安心頼ホーム及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問

うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、前記(1)の表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。

表示媒体・表示箇所	表示内容
自社ウェブサイトの トップページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「蓄電池 太陽光発電 エコキュート 電気温水器 九州エリア 口コミ満足度No. 1」 ・「信頼の3冠獲得 第1位」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 九州エリアの蓄電池 販売 施工会社 口コミ満足度」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 九州エリアの太陽光発電 販売施工会社 口コミ満足度」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 九州エリアのエコキュート・ 電気温水器 販売施工会社 口コミ満足度」 ・「また、この度日本トレンドリサーチ（運営会社：株式会社NE XER）がおこなった太陽光発電などについての調査において、 株式会社安心頼ホームが「九州エリアの太陽光発電 販売施工 会社 口コミ満足度」「九州エリアの蓄電池 販売施工会社 口コミ 満足度」「九州エリアのエコキュート・電気温水器 販売施 工会社 口コミ満足度」の3項目で第1位を獲得！致しまし た！！」 <p style="text-align: right;">(別添写し1)</p>
自社ウェブサイトの 「安心頼が選ばれる 理由」と称するウェ ブページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 九州エリアの太陽光発電 販売施工会社 口コミ満足度」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 九州エリアの蓄電池 販売 施工会社 口コミ満足度」 ・「No. 1 日本トレンドリサーチ 九州エリアのエコキュート・ 電気温水器 販売施工会社 口コミ満足度」 <p style="text-align: right;">(別添写し2)</p>